

経 済 産 業 省

20180914 貿 局 第 1 号
輸入注意事項30第37号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年9月28日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」
の一部改正について

「輸入公表三の7の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」(平成6年3月1日付け輸入注意事項6第2号)の題名及び本文の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成30年10月1日から施行する。

「輸入公表三の 7 の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入公表三の 7 の(6)に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について（平成 6 年 3 月 1 日付け輸入注意事項 6 第 2 号）

改 正 後	現 行																		
輸入公表<u>三の 7 の(5)</u>に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について 上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。 記 1 ～ 3 （略） [別紙様式] 輸入公表<u>三の 7 の(5)</u>に基づく輸入に関する確認申請書 経済産業大臣 殿 申請者名 記名押印又は署名 住 所 申請年月日 輸入公表<u>三の 7 の(5)</u>及び輸入注意事項 6 第 2 号に基づき以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。 <table><thead><tr><th>貨物の詳細</th><th>(和名) (学名)</th><th>(輸入数量)</th></tr></thead><tbody><tr><td>輸出者名 及び住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (附属書番号及びソースコード) (原産国)</td></tr></tbody></table> ☐上記の輸入について確認する。	貨物の詳細	(和名) (学名)	(輸入数量)	輸出者名 及び住所			輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (附属書番号及びソースコード) (原産国)			輸入公表<u>三の 7 の(6)</u>に基づく経済産業大臣の輸入に関する確認について 上記貨物を輸入しようとする者は、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。 記 1 ～ 3 （略） [別紙様式] 輸入公表<u>三の 7 の(6)</u>に基づく輸入に関する確認申請書 経済産業大臣 殿 申請者名 記名押印又は署名 住 所 申請年月日 輸入公表<u>三の 7 の(6)</u>及び輸入注意事項 6 第 2 号に基づき以下の貨物の輸入に係る確認を申請します。 <table><thead><tr><th>貨物の詳細</th><th>(和名) (学名)</th><th>(輸入数量)</th></tr></thead><tbody><tr><td>輸出者名 及び住所</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="3">輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (附属書番号及びソースコード) (原産国)</td></tr></tbody></table> ☐上記の輸入について確認する。	貨物の詳細	(和名) (学名)	(輸入数量)	輸出者名 及び住所			輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (附属書番号及びソースコード) (原産国)		
貨物の詳細	(和名) (学名)	(輸入数量)																	
輸出者名 及び住所																			
輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (附属書番号及びソースコード) (原産国)																			
貨物の詳細	(和名) (学名)	(輸入数量)																	
輸出者名 及び住所																			
輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、以下を記入のこと。 (附属書番号及びソースコード) (原産国)																			

輸入申告をする際には本確認書を税関に提示し確認を受け、輸入通関後 1 ヶ月以内に裏面の「輸入状況報告」欄に記入のうえ、野生動植物貿易審査室宛て返送すること。 なお、輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。 ☐上記の輸入については事実を確認するに至らなかった。 ※確認番号 ※確認年月日 ※経済産業大臣の記名押印 資格 記名押印 (裏 面) (略)	輸入申告をする際には本確認書を税関に提示し確認を受け、輸入通関後 1 ヶ月以内に裏面の「輸入状況報告」欄に記入のうえ、野生動植物貿易審査室宛て返送すること。 なお、輸入する貨物がワシントン条約対象種の場合、別添の輸出許可書等の原本を税関に提出すること。 ☐上記の輸入については事実を確認するに至らなかった。 ※確認番号 ※確認年月日 ※経済産業大臣の記名押印 資格 記名押印 (裏 面) (略)
--	--